

佐倉市指定地域密着型サービス基準条例及び佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例(案)の概要について

1 佐倉市指定地域密着型サービス基準条例及び佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部改正の趣旨及び背景について

(1) 地域密着型通所介護の創設

平成26年6月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)による介護保険法の改正により、地域密着型通所介護が創設され、本年4月1日に施行されました。このことに伴う市条例の制定施行については、法律中に経過措置¹が設けられておりますが、経過措置期間内に、以下の条項について、佐倉市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する必要があります。

- 佐倉市指定地域密着型サービス基準条例中に、指定療養通所介護を含む地域密着型通所介護の基本方針、人員、設備及び運営に係る規定を追加
- 佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例中、小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師が兼務できる同一敷地内にある施設等に「指定地域密着型通所介護事業所」を追加

(2) 関係書類(記録)の整備

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準では、事業者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと、そして利用者に対するサービス提供に関する記録の例示と2年間の保存義務を規定しており、佐倉市条例においても、これに準拠しております。しかしながら、不正請求を含む過払いの場合の返還請求が発生した際は、その事務において、報酬請求に係る記録が必要となることから、その規定を追加した上で、報酬請求関係記録及びサービス提供に関する記録の保存期間について、公法上の債権の消滅時効である5年間とするよう、条例の一部を改正する必要があります。

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護の運営に関する基準の改正

佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例中、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(認知症対応型グループホーム)の運営基準に準用する規定について、省令の改正に合わせて所要の修正を行う必要があります。

¹ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

附 則

第二十一条 第六号施行日(平成28年4月1日)から起算して一年を超えない期間内において第六号新介護保険法第七十八条の二第四項第一号並びに第七十八条の四第一項及び第二項に規定する市町村の条例(地域密着型通所介護に係る部分に限る。)が制定施行されるまでの間は、第六号新介護保険法第七十八条の二第五項及び第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

2 条例に規定する内容について

佐倉市指定地域密着型サービス基準条例及び佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例に、地域密着型通所介護に関する規定を、省令に準拠した内容で追加します。また、佐倉市指定地域密着型サービス基準条例中、第4章以降各章に個別に規定されていた運営基準について、省令にならい、地域密着型通所介護の規定を引用する形に文言整理を行います。

併せて、佐倉市指定地域密着型サービス基準条例中、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者における運営推進会議の設置について、省令の規定と同内容で規定し、地域密着型通所介護に関する規定と整合を図ります。

各条例に規定されている関係書類の保存期間について、今回、過払いの場合の返還請求に対応できるよう、報酬請求に関連する、従業者の勤務記録及び国民健康保険団体連合会に提出した記録の写しについて、その完結の日から5年間保存しなければならない旨の規定を加えるとともに、利用者の介護サービスの提供に関する記録について、その完結の日から2年間保存しなければならないとしているものを、5年とする改正を行うこととします。